

# 厚生委員会会議録

平成25年5月21日(火)

(開会) 7:27

(閉会) 7:35

## 案 件

1. 議案第49号 専決処分の承認  
(飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例)
2. 議案第51号 専決処分の承認  
(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

## ○委員長

改めましておはようございます。引き続き厚生委員会を開会いたします。「議案第49号 専決処分の承認(飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○健康・スポーツ課長

議案第49号 専決処分の承認についての補足説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。飯塚市立病院の医師確保につきましては、日ごろから県に対し、強く要望をしていたところでありますが、平成25年度は県職員の身分を有します医師1名につきまして、飯塚市立病院への派遣をする旨の連絡を受け、県と協議を重ねた結果、市への医師派遣協定を締結したところであります。しかし、さらに市から飯塚市立病院指定管理者へ派遣するためには、条例整備が必要であったため、本条例を制定することといたしました。市議会に諮り、議決をいただくことができなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で簡単ですが、補足説明を終ります。

## ○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 専決処分の承認(飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例)」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

議案第51号の補足説明をいたします。お手元に配布しています議案資料の7ページをお願いいたします。今回の専決処分は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合に、残った被保険者の世帯、特定世帯と言いますが、に対する国民健康保険税の軽減判定の特例を恒久化し、また、特定世帯に係る平等割を最初の5年間で2分の1減額す

る現行措置に加え、その後の3年間は4分の1減額する措置を講じるものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

議案資料の10ページをお願いいたします。第6条の2第1項第1号において、医療分の世帯別平等割額を後期高齢者医療制度に移行したことにより、被保険者の資格を喪失した者と同じの世帯に属する世帯で、資格を喪失した日の前日の属する月以後、5年を経過する月にある特定世帯以外として規定したものに、5年を経過する月の翌月から特定月以降、8年を経過するまでの特定継続世帯を加えております。また、同じく第3号において、特定継続世帯の医療分の世帯別平等割額を21,375円と定めるものでございます。

続きまして、第8条の3第1号におきましては、同様に特定継続世帯を加え、第3号において、特定継続世帯の後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を7,350円と定めるものでございます。次に、保険税の減額について規定しております第24条において、第1号イでは医療分、エでは後期高齢者支援金の特定継続世帯の7割軽減の額を定め、同じく第2号イでは医療分、エでは後期高齢者支援金分の5割軽減の額を、同じく第3号イでは医療分、エでは後期高齢者支援金の2割軽減の額を定めております。また、附則第22項は関係条文の整理をするものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日とし、附則第22項の改正規定は平成26年1月1日といたしております。なお、今回の条例改正に伴いまして、飯塚市国民健康保険税減免規則の改正もあわせて行っております。

以上簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第51号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。